

投票所が 変わります



愛媛県選挙管理委員会
キャラクター・アツビー

今夏の参議院議員通常選挙から、下表の投票所が変わります。投票所は、投票所入場券に記載してありますので、ご確認ください。

投票所が変更となる地域の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

問合せ 市庁舎新館 4階

選挙管理委員会事務局

Tel 0897-52-11263

投票所変更箇所

投票区	投票所 (変更前)	→	投票所 (変更後) および所在地
22	氷見公民館	→	氷見小学校 (氷見乙1143-2)
37	多賀小学校	→	多賀幼稚園 (北条1504)

防災力の強化に向けて 濱名自販と災害時応援協定を締結

5月30日、有限会社濱名自販(丹原町久妙寺)と「災害時における業務協力に関する協定」を締結しました。

市の防災訓練への協力のほか、災害時には市からの要請に応じて、応急対策業務の支障となる車両の除去などに協力いただく予定です。

このたびの協定は、濱名孝敏代表取締役の「住民の皆さ

んから頼られ、地域に貢献できる地元企業でありたい」と

の思いがきっかけとなり、締結に至りました。

今後市では、災害への備えを強化するため、民間事業者などとの協定締結を進めていきます。

問合せ 市庁舎新館5階

危機管理課 くらし安全係

Tel 0897-52-11283

平成29年3月末で「交通災害共済」の 取り扱いを終了します

市では平成17年度から、愛媛県市町総合事務組合の「交通災害共済」を取り扱ってきました。しかし、加入者数の減少や、民間損害保険の普及などから、平成29年3月末をもって加入申し込みの受付を停止し、本市での取り扱いを終了することになりました。

取り扱い終了後も、一定期間内は見舞金を請求することができ

きます。

長い間のご利用ありがとうございました。ご理解ください。すようお願いいたします。

問合せ

市庁舎新館5階

危機管理課 くらし安全係

Tel 0897-52-11283

○各総合支所

総務課 総務調整係

(電話番号は13ページ上段)

「交通災害共済」取り扱い終了についてのQ & A

Q 加入申し込みができるのはいつまで？

A 平成29年3月末までは申し込むことができます。共済期間は、掛金を納めた日の翌日から平成29年3月31日までの間です。

Q 見舞金はいつまで請求できる？

A 共済期間中に交通事故にあった場合、事故にあった日の翌日から2年以内(最長で平成31年3月31日まで)は見舞金を請求できます。請求できるかどうかかわからないときは、窓口へお問い合わせください。

Q 代わりに利用できる共済や損害保険は？

A 最近では民間の保険会社などが、交通事故に備えた傷害共済や、個人賠償責任補償も付いた損害保険などを取り扱っています。詳しくは、お近くの保険会社代理店などにお問い合わせください。

えひめ国体・えひめ大会 市実行委第4回総会

開催まで500日をきった「愛顔^{えがほ}つなぐえひめ国体・えひめ大会」の成功に向けて、5月23日に総合体育館で「西条市実行委員会」の第4回総会を開催しました。総会には約100人が出席し、競技別リハール大会の会期などが報告されたほか、今年度の事業計画案などが審議され、いずれも原案どおり可決されました。

本市では、今年度4競技、来年度2競技のリハール大会を開催します。この大会を通じて運営能力の向上と国体開催の機運醸成を図り、当市の魅力があふれる大会を目指します。

皆さんもぜひ会場で選手たちに熱い声援を送っていただき、一緒に「えひめ国体・えひめ大会」を盛り上げていきましょう。

問合せ 市庁舎新館国体推進課

Tel 0897-52-1660



▲総会に約100人が出席